

社会福祉法人長崎県社会福祉協議会 表彰規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉の充実発展に功労のあったものを表彰してその功を讃え、労をねぎらい、もって社会福祉の進展に資することを目的とする。

第2章 表彰

(表彰の時期及び方法)

第2条 表彰は、会長が定める日に行うものとする。

2 表彰は、本会会長名の表彰状を贈呈してこれを行う。但し、金品を併せて贈呈することができる。

(表彰の対象及び資格)

第3条 本会会長が表彰するものは、次の各号に定める対象及び条件に該当するものとする。

(1) 社会福祉施設、社会福祉協議会及び社会福祉団体等の役職員として功績顕著な者で、次に該当するもの

ア 当該年度の4月1日時点でその現職であること

イ 在職期間が当該年度の4月1日現在で15年以上であること。但し、在職期間が中断されている場合は、在職期間を通算するものとする。また、産前・産後休暇及び育児休業、その他就業規則で認められた休暇等は在職期間に含めるが、私的事由による休職期間は除くものとする。なお、県外勤務を通算する者は、本県内勤務5年以上を必要とする。

ウ 非常勤職員の在職期間の算定方法については、次の算定方式によるものとする。

$$\text{在職年数} \times \frac{\text{非常勤職員の一月または一週間の勤務日数}}{\text{常勤職員の一月または一週間の勤務日数}}$$

エ 本号に定める役職員のうち役員とは、理事、監事、および評議員とする。

オ 本号に定める社会福祉団体とは、原則として県内の市町を単位とする区域以上で組織された社会福祉団体とする。

(2) 民生委員・児童委員として功績顕著な者で、次に該当するもの

ア 当該年度の4月1日時点でその現職であること

イ 在職期間が当該年度の11月30日現在で15年以上であること。但し、在職期間が中断されている場合は、在職期間を通算するものとする。

(3) 更生保護事業従事者として功績顕著な者で、次に該当するもの

ア 当該年度の4月1日時点でその現職であること

イ 在職期間が当該年度の4月1日時点で15年以上であること。但し、在職期間が中断されている場合は、通算するものとする。

(4) 心配ごと相談員、母子・父子自立支援員、婦人相談員、家庭相談員、身体障害者相談

員、知的障害者相談員等各種相談員として功績顕著な者で、次に該当するもの

ア 当該年度の４月１日時点でその現職であること。

イ 在職期間が当該年度の４月１日現在で１５年以上であること。但し、在職期間が中断されている場合は、通算するものとする。

(5) 里親にして、児童の健全育成に寄与している者で、当該年度の４月１日までに里子を５年以上養育したもの

(6) 社会福祉事業協力者等

社会福祉事業に直接従事していない個人又は団体等であつて、社会福祉のため労力的・経済的またはその他の方法により協力し、その効果が顕著であるもので次に該当するもの

ア 労力的な協力行為とは、高齢者、障害者、児童、母子・父子・寡婦福祉、生計困難者支援等、社会福祉事業に関わる分野に限定し、且つ１０年以上にわたり継続している行為とする。但し、環境保全等の活動を行っている団体・個人の場合でも、その活動に社会福祉事業に関わる分野への協力行為が含まれていれば対象とする。

イ 市町社会福祉協議会又は種別団体等から同一の理由で表彰されたもの。但し、該当する表彰がない場合はその限りではない。

ウ イについて、当年度に表彰されるものは表彰歴に含める。

２ 第１項各号に規定する対象のうち、過去に、次の各号に該当するものは、表彰の対象から除外するものとする。

(1) 社会福祉関係又は更生保護関係で叙勲または褒章を受けた者

(2) 社会福祉関係功労者として、厚生労働大臣表彰または同特別表彰を受けた者

(3) 全国社会福祉協議会会長表彰を受けた者

(4) 社会福祉関係で県民表彰を受けた者

(5) 本会会長表彰を受けた者

３ 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象とすることができる。

(1) 前項第１号から第４号の表彰が当年度におけるもの

(2) 前項第５号に該当する者が、第３条第１項別号に定める表彰分野で表彰を受けるとき

４ 本会会長は、第３条第１項各号の規定にかかわらず、特に必要と認めたものについては表彰することができる。

(推薦)

第４条 本表彰における推薦者は、別表１に定めるものとする。

第３章 感謝

(感謝状)

第５条 本会会長は次に定める功績に対し感謝の意を表し、感謝状を贈るものとする。但し、金品を併せて贈ることができる。

(1) 本会が行う事業等に協力援助し、その功績が顕著なもの

(2) 本会会長が特に必要と認めるもの

第4章 その他

第6条 本規程の施行に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

【別表1】

対象条項	対象者	推薦者	在職期間要件
第3条第1項 第1号	社会福祉施設、社会福祉団体等の役職員	被推薦者の所属する施設・団体の長	15年以上
	社会福祉協議会の役職員	被推薦者の所属する社会福祉協議会会長	
第3条第1項 第2号	民生委員・児童委員	市町長又は民生委員児童委員協議会会長	15年以上
第3条第1項 第3号	更生保護従事者	保護観察所長	15年以上
第3条第1項 第4号	各種相談員	市町長又は社会福祉協議会会長 児童相談所長、福祉事務所長	15年以上
第3条第1項 第5号	里親	児童相談所長	5年以上
第3条第1項 第6号	社会福祉事業協力者等 (ボランティア功労)	市町長又は社会福祉協議会会長	10年以上
第3条第4項	本会会長が特に必要と認めたもの	長崎県社会福祉協議会会長	—

附則

1. この規程は、昭和53年4月1日より施行する。
2. この規程は、昭和58年4月1日一部改正し同日より施行する。
3. 第3条第1項第1号の規定にかかる勤務年数は、昭和58年度に限り昭和58年4月1日現在において、11年以上勤務し年齢30歳以上の者及び10年以上勤務し年齢55歳以上の者とする。
4. この規程は平成5年4月1日一部改正し同日から施行する。
5. この規程は平成6年4月1日一部改正し同日から施行する。
6. この規程は平成13年4月1日一部改正し同日から施行する。
7. この規程は平成16年5月28日一部改正し同日から施行する。
8. この規程は平成30年3月20日に一部改正し同日から施行する。
9. この規定は令和2年3月16日に一部改正し同日から施行する。
10. この規定は令和2年5月15日に一部改正し同日から施行する。
11. この規定は令和4年5月24日に一部改正し同日から施行する。